

委員会提出議案第3号

東京電力株式会社から支払いを受ける賠償金の非課税
を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項
の規定により提出いたします。

平成25年6月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

総務常任委員長 水井清光

東京電力株式会社から支払いを受ける賠償金の非課税を求める意見
書（案）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故について、故郷を離れ県内外への避難を余儀なくされている約16万人の人々はいまだに帰還のめどさえ立っていません。また、避難地域を初め、いわゆる風評被害に遭った事業者など、営業の再開はもちろん、日々の経営の維持さえ、依然困難を来しています。

現在、福島第一原子力発電所事故の被害者に対し、東京電力株式会社から賠償金が不十分ながら支払われています。一方、国税庁は「営業損害のうち減収分（逸失利益）は課税対象」としていることから、賠償金の一部を受け取った中小企業の法人など「全額が補償されているわけではないのに、税金まで取られたらやっていけない」という声が起きています。

事業・営業の再開、再建には多くの資金を要することから、このままでは多くの零細事業者や農家が賠償金に見合わない重税が課せられたことで苦しむ事態が懸念されます。

2010年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染して多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金などは非課税とする法案が施行されています。水俣病やオウム真理教事件の被害者に対する手当金についても法律で非課税となった事例もあります。今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、国と東京電力株式会社の責任であり、個人・法人を問わず賠償金のすべてを非課税にする法的措置を講ずるべきです。

よって、下記事項の実現を求め、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

記

- (1) 東京電力株式会社から受け取る賠償金はすべて非課税とするよう法的措置を講ずること。

平成25年6月26日

南相馬市議会議長 横山 元 栄

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様

財務大臣 様

復興大臣 様